平成21年4月28日

各　　位

会　社　名　　株式会社日本色材工業研究所
代 表 者 名　　取締役社長　奥　村　浩　士
（JASDAQ・コード　4920）
問 合 せ 先　　取締役人事総務部長　柴　田　　実
（TEL.03-3456-0561）

内部統制システム構築の基本方針の一部改定並びに財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針の策定に関する決議のお知らせ

当社は、平成21年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり一部改定すると共に、財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針を策定することにつき、決議いたしましたのでお知らせ致します。

Ⅰ．内部統制システム構築の基本方針について

内部統制システム構築の基本方針につき、下記のとおり一部改訂することを決議いたしました。なお、改訂の趣旨は、反社会的勢力の排除に向けた体制及び財務報告の信頼性を確保するための体制についての見直しに伴う所要の変更であり、変更箇所には下線を付しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、取締役、従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための行動規範を定め、これらの遵守を図るものとする。
② 取締役会については取締役会規程の定めに従い、その適切な運営を確保する。本取締役会においては、各取締役の業務執行状況の報告や重要案件に関する検討と決裁を行うとともに、相互に業務執行を監督し法令、定款違反を未然に防止する。
③ 当社は監査役会設置会社であり、原則として監査役全員が取締役会に出席し、会社の経営状況等に関し適宜意見表明を行うなど、取締役の業務執行の状況やグループ全体の状況について監査を行う。
④ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。
⑤ 当社は、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

⑥ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
⑦ 業務活動全般にわたる内部監査については、社長直属の組織として内部統制室を置き、内部監査規程に基づき実施する。
⑧ 当社は、使用人が法令・定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発した場合、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて 10 年間は閲覧可能な状態を維持する。また、監査役または監査役会はいつでも当該文書を閲覧または謄写することができるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長、人事総務部を事務局とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速に対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整備する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項についての迅速な検討と決裁を行う。
② 取締役会の決定に基づく業務執行については、常務会において具体的な執行手続き等につき審議を行うとともに、組織規程、業務分掌規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

５．企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、グループ企業の業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規程を整備する。
② 経営管理については、管理部を子会社管理の主管部署とし、子会社管理規程を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
③ 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役及び取締役会に報告する。

６．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役または監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その組織・人数・地位等について監査役または監査役会と協議のうえ、取締役会の決議をもってこれを定める。当該使用人の異動、考課等については、監査役会の同意を必要とする。

７． 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役はいつでも必要に応じて、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
② 常勤監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会などの重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。
③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めるものとする。

Ⅱ．財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針について

財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針につき、下記のとおり決議いたしました。なお、策定の趣旨は、財務報告の適正性を確保するための方針として、適正な財務報告を確保するための手続等、５項目を定めるものであります。

記

財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 及び財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第３条の定めに基づき、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制を整備するため、財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

1.適正な財務報告を確保するための手続

⑴ 当社における財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく社内規程および規則等を策定し、これを運用する。
⑵ 取締役会および監査役会は、当社における財務報告に係る内部統制システムが円滑に運用できるように努める。

2.財務報告への虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応

当社における財務報告につき、重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別し、虚偽記載が行われるリスクを低減するよう会社全体で努める。

3.財務報告への虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制

統制活動が適切に実行されることを確保するため、職務規程類および業務手順書等を整備し、内部統制の実行状況を踏まえ、必要な改善を行なうものとする。

4.情報の伝達およびモニタリングの体制

当社財務報告に係る情報の適正性を確保するための仕組みを整備するとともに、モニタリングにより内部統制上の問題または不備を是正する体制を整備する。

5.財務報告に係る内部統制に関するＩＴについての適切な対応

前記１から４までに掲げる方針および手続を運用するにあたり、ＩＴ環境の適切な理解とこれを踏まえたＩＴの有効かつ効率的な利用を推進する。

以　上